



民事執行事件及び倒産事件担当裁判官等事務打合せ結果概要

R6.11.28実施

倒産

1 ウェブ債権者集会

- ◆ ウェブ債権者集会実施のニーズや実施に適する事案を選定するに当たっての考慮要素、実施上の課題についての認識を共有。
- ◆ 実施に当たって想定される検討事項例は、倒産資料01（改訂版）のとおりであることが確認され、①ウェブ上の本人確認の方法、②不規則発言や録音録画への対応についても意見交換を実施。
- ◆ 制度の施行（R 8. 5まで）に向けて、検討を継続することを確認。

2 事務の標準化

- ◆ 標準的な申立て書式及び添付資料による申立てを、遅くともR 9年度を目途に利用者に試行的に案内していくことを確認（倒産資料02）。
- ◆ 添付資料の標準化等の残された課題や試行に向けた各庁の準備状況について、事務標準化の意見交換の枠組みを利用して検討・情報共有を継続することを確認。



R 8開始の制度（ウェブ債権者集会・財産開示期日、電子債務名義、配当留保供託、養育費ワンストップなど）について、R 7. 10の中央協議会において運用上の留意点等の意見交換を行う予定です。

執行裁判所・執行官

1 電子債務名義等の確認フロー

- ◆ 民訴フェーズ3から執行デジタル化までの間、電子的に作成された債務名義等を執行裁判所及び執行官が確認し、申立ての審査を行う方法等の意見交換を実施。（執行資料01）。
- ◆ システムでの確認が可能となっても、執行停止決定については、当事者から事件特定情報が提供されない限り執行裁判所等が確認する必要はない点で意見が一致した。他方で、更正決定の確認の要否については、様々な視点からの検討が紹介された。
- ◆ 民訴フェーズ3（R 8. 5までに法施行）に向けて、検討を継続することを確認。

2 執行官事務の標準化・合理化

- ◆ 不動産執行事件における入札の有効性審査を標準化・合理化する方法等について、執行官及び執行裁判所双方の視点から意見交換を実施（執行資料02）。
- ◆ 最高価・次順位の認定に必要な限度で審査を行うことには法令上の問題点はないこと、事務の標準化・合理化に向けた検討を進めることに異論はなく、引き続き、具体的な事務の在り方を検討すべきことを確認。

3 執行官事務に関する知の承継

- ◆ 知の承継・共有や人材育成に向けた取組の必要性、具体的な方策等について、執行官及び執行裁判所双方の視点から意見交換を実施。
- ◆ 課題への対処として、序を超えた取組の必要性等が指摘され、Microsoft 365等のデジタルツールの活用を含む幅広い観点から、引き続き検討を進める必要があることについての認識を共有。

執行裁判所

4 ウェブ財産開示期日

- ◆ ウェブ財産開示期日実施についてのニーズや実施に適する事案を選定するに当たっての考慮要素、実施上の課題についての認識を共有。
- ◆ 実施に当たって想定される検討事項例は、執行資料03（改訂版）のとおりであることが確認され、ウェブ上の宣誓（宣誓書の取扱いを含む。）について意見交換を実施。
- ◆ 制度の施行（R 8. 5まで）に向けて、検討を継続することを確認。

5 財産開示事件の課題と対処

- ◆ 事件数の増加に伴う、現在の事務処理上の課題や工夫例について意見交換を実施。
- ◆ 工夫例として、例えば、以下のものが紹介された。
 - ・同一日時に複数の開示期日を指定
 - ・録音体引用を含む調書作成の合理化
 - ・財産目録の書式改訂
 - ・審査事務の合理化
 - ・実施決定送達未了事件の一覧管理

6 事務の標準化

- ◆ 標準的な申立て書式及び添付資料による運用を、新ウェブサイトの稼働時期であるR 7. 10を目途に開始することを確認（執行資料04）。
- ◆ 関係機関への周知については、全国的な周知を最高裁において実施した上で、各庁においても必要に応じて周知を行うことを確認。